

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年7月30日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成12年4月1日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、システムエンジニアとして就労していたが、平成18年5月31日付けで退職した。
- 2 請求人は、顧客対応が原因で、平成15年秋頃から出現した抑うつ気分等が徐々に悪化したとして、平成16年6月2日、C医療機関に受診し、「うつ病」と診断され、同医療機関において通院治療をしていたが、躁状態となる時期があることが判明し、平成28年3月18日付け診断書では、傷病名が「双極性感情障害」に変更された。請求人によると、平成13年7月から急遽参画した大規模プロジェクトの納期が迫っており、時期を同じくして、パソコンウイルス感染の対応にも追われ、残業、徹夜で疲れを覚えていたものの麻痺状態でハイテンションであったことから、同年8月から9月にかけて精神障害を発病していたという。
- 3 本件は、請求人が、平成28年3月27日から平成30年3月26日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が令和元年5月7日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名と発病時期について

ア 監督署長は、平成30年7月17日付けの労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会の意見書（以下「専門部会意見書」という。）により、請求人の発病時期及び病名につき、平成15年12月頃に「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病し、平成27年3月頃から「F31 双極性感情障害」に傷病が変遷したと認定している。

また、専門部会意見書は、主治医の意見及び診療記録や心身の症状に関する請求人等の申述を踏まえて上記の結論に至った旨意見している。

イ 一方、請求人は、自身の精神障害の発病時期について、監督署長が認定した平成15年12月ではなく、過重労働があった平成13年8月から同年9月頃であると主張する。

ウ そこで、請求人に関する診療録をみると、C医療機関の初診日が平成16年6月2日となっていること、「現病歴」の事項に「昨年秋頃から、抑うつ気分、意欲低下、不安、倦怠感が生じ徐々に悪化、仕事のスピードが段々遅くなり今年5月31日出社したがほとんど仕事にならず、本日来院」という記載のあることが認められる。

また、請求人も、要旨、「平成15年秋頃に顧客の無理難題に対応したことが原因で、極度のストレスが相まって意欲低下、仕事に対する不安ややる気が出ないなどの症状が出現しました。」と申述し、特に、「平成15年12月には、データセンターの移転作業に従事したが、全部自分1人に命じら

れ、取引先からは作業前にユーザ一名の変更を要求されるなどして、予定された同月中に作業を完成させることは非常に困難が伴ったため、作業が成功しなかった場合のことを考えると、心臓が止まるかと思うほどの状態にあり、この頃抑うつが深まった。」ことを強く述べている。

エ なお、請求人は、平成30年4月27日付けD医師の意見書の、要旨、「平成13年の状態が軽躁状態とすれば、発病の原因は不明であるが、正常範囲内の行動とすれば、平成13年頃の長時間労働がきっかけとなり、平成14年春頃からうつ状態を発症した可能性もある。」との意見は、請求人の上記イの主張を裏付けるものであると述べるが、D医師は平成14年春に発病した可能性は認めているものの、業務を原因として平成13年に発病したことについては否定的であるから、請求人の主張は採用できない。

オ そうすると、決定書に説示のとおり、請求人は、平成15年12月頃に本件疾病を発病し、平成27年3月頃から「F31 双極性感情障害」に傷病が変遷したと認めることができる。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準について

精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、①平成15年春頃から同年12月の間に行われたデータセンターの移転業務につき無理な注文があったこと、②当該注文に応えるためには、ソフトウェア作成会社の保証外の手法を採用しなければならなかったことなどのほか、③「仕事内容・仕事量の（大きな）変化があった」、④「後輩の休職があった」及び⑤「理解してくれていた人の異動があった」と主張することから、以下検討する。

(4) 顧客先からの無理な注文があったとする主張について

ア 請求人は、「従来使用していたデータセンターから新しいデータセンターに、顧客先のデータベースサーバーを移行する」という作業を、顧客先のEが立案したスケジュールで行うということ（以下「本件移行作業」という。）は無理な注文であったと主張する。

イ この点、F主任も、顧客先のEについて、「システムに詳しく、システム

に対する注文が厳しい。その指示は納期など難しいものが多い。」旨申述している。

さらに、F主任は、「当該顧客先のメインの窓口は請求人に移っていき、Eの要求への対応に苦慮していた。」とも申述している。

ウ そうすると、本件移行作業に係る出来事は、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の具体的出来事「顧客や取引先から無理な注文を受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当たる。

エ この点、請求人は、顧客先の注文に応えるためには、保証外の手法を用いざるを得ず、本件移行作業は、認定基準別表1において「強」となる例として示されている「通常なら拒むことが明らかな注文」に当たると主張するが、認定基準別表1の「強」となる例は、「通常なら拒むことが明らかな注文」に当たることに加え、他部門や取引先との困難な調整に当たったという要件を満たすことを必要としているところ、本件においては保証外の手法により当該注文に応えることができ、他部門や取引先との困難な調整を要していないことから、その主張は採用できない。

オ したがって、本件移行作業という出来事の心理的負荷の強度は、「中」とすることが相当である。

(5) 保証外の手法を採用しなければならなかったという主張について

ア 請求人は、本件移行作業は保証外の手法を採用しなければならなかったと主張し、この出来事は認定基準別表1の具体的出来事「業務に関連し、違法行為を強要された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当たり、当該出来事による心理的負荷の強度は「強」に当たると主張する。

イ しかしながら、保証外の手法を採用するという方針について、一件記録をみるも、認定基準別表1の「中」に当たる例として示されている請求人が当該手法を採るよう強要されたと認定するに足るものではなく、請求人が立案し当該手法で対応するしかないと上司・同僚が同意しているにとどまると認められる。

ウ そうすると、本件移行作業は、認定基準別表1の「業務に関連し、違法行為を強要された」という出来事に当たるものの、その心理的負荷の強度は「弱」とするのが相当である。

(6) 「仕事内容・仕事量の（大きな）変化があった」との主張について

ア 請求人は、発病前1か月と発病前4か月において、時間外労働時間の増加があると主張するとともに、前者は本件移行作業に伴うものであり、後者は本件移行作業とは異なる小規模開発の納期との関係で生じたものであり、それぞれ原因となった業務と関連してその心理的負荷を評価すべきであると主張する。

イ この点、監督署長の時間外労働時間の集計結果により、発病前2か月である平成15年10月17日から同年11月15日までの期間の16時間50分の時間外労働時間数が、発病前1か月である同年11月16日から同年12月15日までの期間の77時間40分の時間外労働時間数へと増加し、また、発病前5か月である同年7月19日から同年8月17日までの期間の26時間10分の時間外労働時間数が、発病前4か月である同年8月18日から同年9月16日までの期間の63時間25分の時間外労働時間数へと増加したことが認められる。

ウ そうすると、本件疾病の発病前1か月においては、認定基準別表1に「中」として示されている「時間外労働時間数としておおむね20時間以上増加し1月当たりおおむね45時間以上となる」仕事量の変化があったに該当するが、1月当たりおおむね100時間以上という「強」に示されている例とは相当の開きがある。

エ 一方、本件疾病の発病前4か月においては、認定基準別表1に「中」として示されている「時間外労働時間数としておおむね20時間以上増加し1月当たりおおむね45時間以上となる」となるものに形式的には当たるものの、その前月は夏季で休日が15日と非常に多いことに照らせば、仕事量の増加があったとまで捉えることは適当ではないから、その心理的負荷の強度は「中」には至らず、「弱」とするのが相当である。

(7) 連続勤務を行った出来事について

請求人は、平成15年11月25日から同年12月6日までの12日間にわたって連続して勤務を行っており、この出来事は認定基準別表1の具体的出来事「2週間以上にわたって連続勤務を行った」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に当たり、その労働時間について特段労働密度が低いなどその評価を弱める事情は見当たらない。

しかしながら、当該連続勤務期間における労働時間は、おおむね午前9時から午後9時までであり、深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行ったのは同年11月28日の1日のみであって、認定基準別表1の「強」の例として示されている連日深夜時間帯に及ぶような時間外労働は行っていない。

したがって、この連続勤務による心理的負荷の強度は「中」とするのが相当である。

(8) 本件移行作業及びこれらに伴う出来事の心理的負荷の総合評価について

ア 顧客先の無理な注文という出来事(前記(4))を契機として、上記(5)、(6)(発病前1か月における仕事内容・仕事量の増加という出来事に限る。)及び(7)の出来事が生じていると認められるので、顧客先の無理な注文という出来事を具体的出来事として、(5)、(6)及び(7)を当該具体的出来事の出来事後の状況とみなして、本件移行作業における出来事の心理的負荷を総合評価することが適当である。

イ そして、それぞれの心理的負荷は、顧客先の無理な注文があったという出来事が「中」、(5)は「弱」、(6)が「弱」、(7)が「中」であるところ、(6)及び(7)の双方の出来事とも「強」とする例とはかなりの開きがあることからすると、本件移行作業における出来事の心理的負荷の総合評価は「強」には至らず、「中」とどまるとするのが相当である。

(9) 後輩の休職があったとする主張について

請求人は、再審査請求段階において新たに前記(3)④及び⑤の出来事があったと主張するので、以下検討する。

まず、請求人は、「請求人の後輩が休職した原因が請求人にあった」とすることを前提として、当該出来事は認定基準別表1の具体的出来事「部下とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に当たり、その心理的負荷の総合評価は「中」と主張するが、請求人の後輩が休職した原因が請求人にあったとする根拠は、後輩が、要旨、「請求人は元気がないから、自分もまいてしまう」と述べたためであるという程度のものにすぎず、後輩と「業務をめぐる方針等において対立した」という要件を満たしているとはいえ、認定基準別表1の具体的出来事「部下が減った」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に当てはめることが相当であり、特段その評価を強めるべき事情も認められないことから、その心理的負荷の強度は「弱」とするのが相当である。

(10) 理解してくれていた人の異動があったとする主張について

この出来事は、平成15年8月又は同年9月頃、理解してくれていた課長が交替したというものである。請求人自らその心理的負荷の総合評価を「弱」と主張しているように、特段その評価を強めるべき事情も認められないことから、その心理的負荷の強度は「弱」とするのが相当である。

(11) 全体評価について

以上のことから、業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その心理的負荷の強度が「中」であるものが1つ、「弱」であるものが2つであることから、その心理的負荷の全体評価は「中」とするのが相当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものということとはできない。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年5月29日